

# 東日本入国管理センターにおける被収容者2名の死亡事件に関する会長声明

2014年（平成26年）5月28日

群馬弁護士会会長 足立 進

## 1 声明の趣旨

東日本入国管理センターにおいて、本年3月29日にイラン国籍の被収容者（男性）が、同月3月30日にカメルーン国籍の被収容者（男性）が相次いで死亡する事件が発生した。そこで、当会は、法務省入国管理局及び東日本入国管理センターに対し、下記のことを求める。

### 記

- (1) 2件の死亡事件につき、その真相を解明するために、独立した第三者機関を直ちに設置し、同機関による必要かつ十分な調査を受け入れ、調査結果を公表すること。
- (2) 再発防止のために、具体的かつ実効的な医療体制の改善策を速やかに策定して実行すること。
- (3) 被収容者の心身に多大な負担を強いる長期収容を直ちに停止すること。

## 2 声明の理由

### (1) 2件の死亡事件の発生

東日本入国管理センターによれば、①平成26年3月28日午後7時50分頃にイラン国籍の被収容者（男性）が夕食を喉に詰まらせて窒息し、搬送先の病院で同月29日に死亡した、また、②同月30日午前7時頃にカメルーン国籍の被収容者（男性）が1人部屋で意識を喪失していたところを同センターの職員が発見したが、1時間後に搬送先の病院で死亡したとのことである（以下、2件の死亡事件をあわせて「本件死亡事件」という。）。

そして、同センターには常勤医はおらず、非常勤医が来るのは平日の午後1時から5時のみであって、本件死亡事件発生時には同センター内に医師は不在であった。

## (2) 調査及び調査結果公表の必要性

本件死亡事件は、被収容者が相次いで死亡するという極めて深刻かつ異例な事件であるところ、既に報道機関による報道もされており、国民の関心事となっている。そのため、法務省入国管理局及び東日本入国管理センター（以下、両者をあわせて「入国管理局等」という。）は、国民に対して、本件死亡事件の真相を明らかにすべき責務がある。

しかし、入国管理局等による自主的な調査によっては、本件死亡事件の真相解明は期待できず、他方、本件死亡事件と同様の悲劇を繰り返さないためには、本件死亡事件の徹底した調査が必要である。

そのため、入国管理局等からの影響を全く受けない、独立性のある第三者機関を直ちに設置して調査にあたらせる必要があり、入国管理局等は同機関による調査を受け入れ、積極的に調査に協力すべきである。

そして、入国管理局等は、国民主権・民主主義の見地から、国民に対し、同機関による調査結果を直ちに明らかにしなければならない。

## (3) 医療体制の改善の必要性

被収容者処遇規則第30条1項が「所長等（入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」と規定していることから明らかなとおり、被収容者に対して適切な医療措置を受けさせ、被収容者の生命並びに身体及び精神の健康を維持すること（以下「生命等の維持」という。）は、東日本入国管理センターを含む入国者収容所及び地方入国管理局の法的責務である。

被収容者の生命等の維持のためには、収容施設内において、必要かつ十分な医療体制が整備されている必要があるが、同センターにおける医療体制の不備は、①毎年、入国者収容所等視察委員会が同センターの医療体制の改善を求める意見を表明していること、②移住者の人権に関する国連特別報告者ホルヘ・ブスタマンテ氏が、同センターの視察に係る報告書において、「収容所で移住者に与える医療水準を改善する緊急措置が適用されなければならない」と勧告していること（国連文書 A/HRC/17/33/Add.3）、③国連拷問禁止委員会が「適切な医療へのアクセス欠如」に懸念を表明していること（CAT/C/JPN/CO/1）などからも明らかである。

このように、国内外から再三にわたり、同センターの医療体制の不備を指摘されていたにもかかわらず、本件死亡事件が発生してしまったことは極めて遺憾である。

今後、本件死亡事件と同様の事件の再発防止のために、また、被収容者の生命・健康の維持のために、入国管理局等は、第三者機関の提言・助言を受けるなどして、再発防止のために、具体的かつ実効的な医療体制の改善策を速やかに策定し実行すべきである。

#### （４）長期収容の停止の必要性

そもそも、長期収容が被収容者の心身に過度の負担となり、心身の健康を害することは明らかであるから、長期収容自体を直ちに停止すべきである。

このことは、①日弁連が「退去強制令書発付後の収容に期間の制限を設けるべきである」としていること（2013年2月25日付け拷問等禁止条約第19条1項に基づく第2回日本政府報告書審査に関する日弁連報告書）、②前述のブスタマンテ氏の報告書において、非正規滞在の移住者に対する収容政策、特に、非正規滞在者の全体収容主義、長期収容に懸念を表明していること、③国連拷問禁止委員会が、i 収容が必要な場合でも

収容期間を可能な限り短くするようにして、強制退去を控えた収容の期間に上限を導入すること（同委員会 日本の第2回定期報告についての総括所見9項(b))、ii 出入国管理及び難民認定法に定められた収容以外の選択肢をさらに利用するようにすること（同総括所見9項(c))、つまり、仮放免等の収容に代替する措置をさらに広く活用することを勧告していることから明らかである。

### 3 結語

よって、当会は、本件死亡事件の被害者およびそのご遺族に対して深い哀悼の意を表すとともに、法務省入国管理局および東日本入国管理センターに対し、本件死亡事件につき、①その真相を解明するために、独立した第三者機関を直ちに設置し、同機関による必要かつ十分な調査を受け入れ、調査結果を公表すること、②再発防止のために、具体的かつ実効的な医療体制の改善策を速やかに策定して実行すること、③被収容者の心身に多大な負担を強いる長期収容を直ちに停止することを求める。

以上